

令和5年9月27日

県土整備部市街地整備課

TEL 043-223-3544

流山市木地区 土地区画整理事業の換地処分の公告について

県が施行している流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業については、道路や宅地等の整備が完了したことから、令和5年9月29日に換地処分(※)の公告を行います。

※換地処分とは、土地区画整理法第103条に基づき行うものであり、土地の権利を最終的に確定させるための行政処分。

【今後の流れ】

- 令和5年9月29日 換地処分の公告（県報掲載）
- 30日 事業区域内及び隣接区域における町名、地番の変更
※流山市による手続きとなります。
- 30日～ 事業区域内の土地・建物に関する登記事務の開始
※法務局による換地処分の登記が完了されるまで、一般の登記手続きや証明書交付事務が停止されます。
事務の停止期間は、換地処分後3か月程度の見込です。

【地区概要】



- ・ 施行面積：約68.3ha
- ・ 計画人口：約6,800人
地区内人口：8,205人 (R5.3現在)
- ・ 施行期間：平成11年3月29日
～令和12年3月31日
- ・ 総事業費：約349億円